

八尾支援学校 進路説明動画

(7) 福祉サービスの役割



知っておいてほしいこと

障がい児（１８歳未満）と
障がい者（１８歳以上）では
使える福祉サービスが異なる！



知っておいてほしいこと

1 8歳以上になると利用できるサービス
サービスを利用するための料金



今日の動画の内容

介護給付と訓練等給付

18歳になると
利用できないサービス

福祉サービスを
利用するための料金

参考にした 資料



https://www.shakyo.or.jp/download/shougai_pamph/date.pdf

介護給付と訓練等給付

この二つは、何がどう違うのでしょうか？



介護給付

介護の支援が必要な方に対して入浴、排泄、食事の介護などを行います。

利用にあたっては**障がい支援区分が必要です**。支援区分によって、受けられるサービスが決まります。

(例えば生活介護は区分3以上必要)



訓練等給付

自立した日常生活を営むために必要な支援や訓練を行います。

また、一般企業での雇用が困難な方に対して、就労の機会や生産活動の機会を提供することで、知識や能力向上のために必要な訓練をします。

(障がい支援区分は必要ありません)

どちらも市役所に利用申請し、_____を受けることで利用可能



介護給付

1

介護給付

① 居宅介護(ホームヘルプ) ③ ④ 児

自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

② 重度訪問介護 ③ 者

重度の肢体不自由者又は重度の知的障害若しくは精神障害により、行動上著しい困難を有する人で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。2018(平成30)年4月より、入院時も一定の支援が可能となりました。

③ 同 行 援 護 ③ ④ 児

視覚障害により、移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供(代筆・代読を含む)、移動の援護等の外出支援を行います。

④ 行 動 援 護 ③ ④ 児

自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援や外出支援を行います。

⑤ 重度障害者等包括支援 ③ ④ 児

介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。

⑥ 短期入所(ショートステイ) ③ ④ 児

自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

⑦ 療 養 介 護 ③ 者

医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の支援を行います。

⑧ 生 活 介 護 ③ 者

常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。

⑨ 障害者支援施設での夜間ケア等
(施設入所支援) ③ 者

施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。



訓練等給付

2 訓練等給付

① 自立訓練 ⑤者

自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。機能訓練と生活訓練があります。

② 就労移行支援 ⑤者

一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

③ 就労継続支援 (A型=雇用型、B型=非雇用型) ⑤者

一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
雇用契約を結ぶA型と、雇用契約を結ばないB型があります。

④ 就労定着支援 ⑤者

一般就労に移行した人に、就労に伴う生活面の課題に対応するための支援を行います。

⑤ 自立生活援助 ⑤者

一人暮らしに必要な理解力・生活力等を補うため、定期的な居宅訪問や随時の対応により日常生活における課題を把握し、必要な支援を行います。

⑥ 共同生活援助 (グループホーム) ⑤者

共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。また、入浴、排せつ、食事の介護等の必要性が認定されている方には介護サービスも提供します。
さらに、グループホームを退居し、一般住宅等への移行を目指す人のためにサテライト型住居があります。

18歳になると利用できないサービス

確認しておきましょう◎



18歳になると 利用できないサービス

障害児通所支援

児童発達支援

児童福祉施設として位置づけられる児童発達支援センターと児童発達支援事業の2類型に大別されます。

様々な障害があっても身近な地域で適切な支援が受けられます。

①児童発達支援センター／医療型児童発達支援センター

通所支援のほか、身近な地域の障害児支援の拠点として、「地域で生活する障害児や家族への支援」、「地域の障害児を預かる施設に対する支援」を実施するなどの地域支援を実施します。医療の提供の有無によって、「児童発達支援センター」と「医療型児童発達支援センター」に分かれます。

②児童発達支援事業

通所利用の未就学の障害児に対する支援を行う身近な療育の場です。

医療型児童発達支援

放課後等デイサービス

学校就学中の障害児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供します。

学校教育と相まって障害児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを推進します。

居宅訪問型児童発達支援

重度の障害等により外出が著しく困難な障害児の居宅を訪問して発達支援を行います。

保育所等訪問支援

保育所等(※)を現在利用中の障害児、今後利用する予定の障害児に対して、訪問により、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を提供し、保育所等の安定した利用を促進します。2018(平成30)年4月の改正により、乳児院・児童養護施設に入所している障害児も対象として追加されました。

(※)保育所、幼稚園、小学校、放課後児童クラブ、乳児院、児童養護施設等

福祉サービスを利用 するための料金

利用者の所得に応じて上限が決まっています！

1 月ごとの利用者負担には上限があります

- 障害福祉サービスの定率負担は、所得に応じて次の4区分の負担上限月額が設定され、ひと月に利用したサービス量にかかわらず、それ以上の負担は生じません。

区 分	世帯の収入状況	負担上限月額
生活保護	生活保護受給世帯	0円
低 所 得	市町村民税非課税世帯（注1）	0円
一 般 1	市町村民税課税世帯（所得割16万円（注2）未満） ※入所施設利用者（20歳以上）、グループホーム利用者を除きます（注3）。	9,300円
一 般 2	上記以外	37,200円

（注1） 3人世帯で障害基礎年金1級受給の場合、収入が概ね300万円以下の世帯が対象となります。

（注2） 収入が概ね600万円以下の世帯が対象となります。

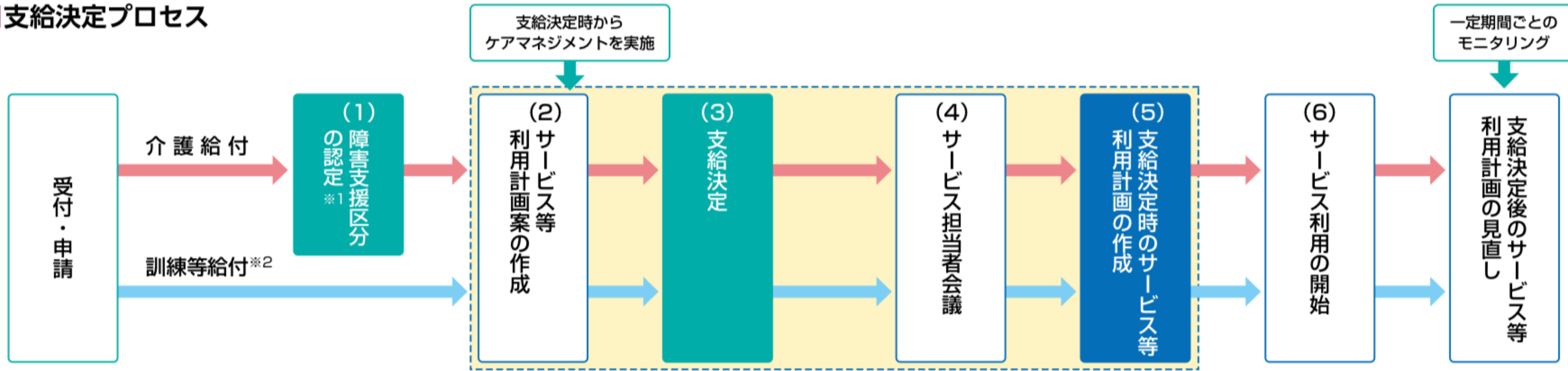
（注3） 入所施設利用者（20歳以上）、グループホーム利用者は、市町村民税課税世帯の場合、「一般2」となります。

- 所得を判断する際の世帯の範囲は、次のとおりです。

種 別	世帯の範囲
18歳以上の障害者 （施設に入所する18、19歳を除く）	障害のある人とその配偶者
障害児 （施設に入所する18、19歳を含む）	保護者の属する住民基本台帳での世帯

※障害児の利用者負担は19ページに記載してあります。

■支給決定プロセス



※1 同行援護の利用申請の場合
障害支援区分の認定は必要ありませんが、同行援護アセスメント調査票の基準を満たす必要があります。

※2 共同生活援助の利用申請のうち、一定の場合は障害支援区分の認定が必要です。

『障がい福祉サービスの利用について』
2018年（全国社会福祉協議会）
12ページ 利用の手続き より引用